**第２節　地域経済産業グループ** …… 193
１．2012 年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論） …… 193
１．１．地域経済産業調査 …… 193
１．２．工場立地動向調査 …… 193
１．３．2012 年度における地域経済産業施策の概要 …… 194
２．主な地域経済産業施策 …… 195
２．１．産業集積の促進 …… 195
２．２．地域資源を活用した地域活性化 …… 199
２．３．東日本大震災からの産業復興 …… 200

## 第２節　地域経済産業グループ

### １．2012 年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）

地域経済の疲弊が叫ばれるようになって久しいが、2008 年９月のいわゆるリーマンショックはいわば追い打ちをかけるように日本経済・地域経済に襲いかかった。また、人口減少・少子高齢化等や、経済のグローバル化等の構造的な課題も依然として重くのしかかっている。さらには、2011 年３月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、日本経済は大きな打撃を受けた。このような厳しい経済情勢の中で、地域大での内発型産業振興や企業の国内立地を促進するための環境整備による産業集積の促進、農林漁業の成長産業化促進や地域資源の活用支援など、2012 年度においても地域の実態に応じた各種の施策を実施した。

### １．１．地域経済産業調査

#### (1) 概要

各地方経済産業局（電力・ガス事業北陸支局、沖縄経済産業部を含む）が地域の経済動向を把握するために管内の企業等に対してヒアリングを実施し、2012 年度は計４度「地域経済産業調査」の結果を公表した。

定型的調査項目は、業況、生産動向、設備投資、雇用情勢、個人消費など多岐にわたる切り口で設問を設定し、また、調査ごとにその時々の政策課題に対応した調査項目を追加して設定し、多面的な分析を行っている。

（ア）2012 年４月−６月期

公表日：2012 年７月 11 日

調査対象事業者数：862

＜全体の業況＞

・各地域の景況判断は、東北、関東、近畿、沖縄の４地域で、エコカー補助金効果による生産及び消費の増加などを理由に上方修正した。北海道、東海、北陸、中国、四国、九州の６地域は変更なく、下方修正はなしであった。

・全国的には、「地域の景況は、持ち直しの動きがみられる。」とし、前回の調査結果より上方修正となった。

（イ）2012 年７月−９月期

公表日：2012 年 10 月 25 日

調査対象事業者数：834

＜全体の業況＞

・各地域の景況判断は、上方修正した地域はなく、沖縄の１地域で変更はなし。エコカー補助金効果により、輸送機械関連産業を中心に業況は好調であった。一方で、幅広い業種で国内需要は減少したため、北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州の９地域で下方修正となった。

・全国的には、「地域の景況は、持ち直しの動きが弱まり、足踏み状態の地域もみられる」とし、前回の調査結果より下方修正となった。

（ウ）2012 年 10 月−12 月期

公表日：2013 年１月 29 日

調査対象事業者数：841

＜全体の業況＞

・各地域の景況判断は、上方修正した地域はなく北海道、沖縄の２地域で変更はなし。海外経済の減速状態が続いていることを背景に、幅広い業種で国内需要が減少したため、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州の８地域で下方修正であった。

・全国的には、「弱含みで推移している」とし、前回の調査結果より下方修正となった。

（エ）2013 年１月−３月期

公表日：2013 年４月 18 日

調査対象事業者数：796

＜全体の業況＞

・各地域の景況判断は、輸出向けの生産が好調な自動車を中心に前期の低下傾向から持ち直しの動きや、生産能力の増強等を意図した積極的な投資を進めようとする動きもみられることから、北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄の全ての地域で景況判断が前期よりも改善（2011 年７−９月期以来、６四半期ぶり）した。

・全国的には、「持ち直しの動きがみられる」とし、前回より上方修正となった。

### １．２．工場立地動向調査

#### (1) 経緯・概要

工場立地動向調査は、「工場立地法」第２条に基づき、1967 年から実施されており、全国の製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力発電所、地熱発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業のための工場又は事業場を

建設する目的を持って取得（借地を含む）された 1,000 ㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を対象としている。また、1985 年からは研究所（民間研究機関で、主として前記４業種に係る分野の研究を行うものに限る。）の用地も併せて調査している。

**(2) 2012 年工場立地動向調査の概要（速報）**

（ア）全国の工場立地の概況

2012 年の全国の工場立地件数は 1,229 件、工場立地面積は 3,144ha で、工場立地件数については、2010 年を境に２年連続の増加となった。

なお、電気業を除いた工場立地件数は 940 件、工場立地面積は 1,105ha であった。

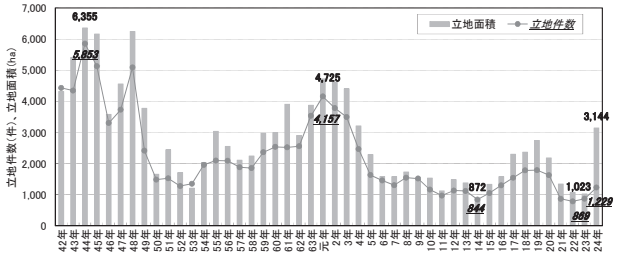


図：全国の工場立地の推移

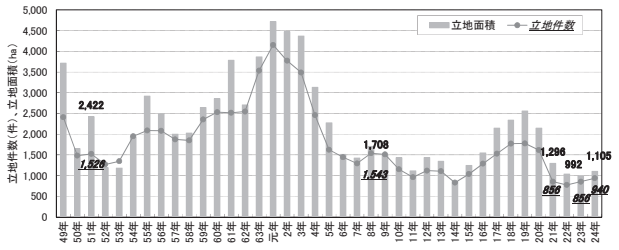


図：全国の工場立地の推移（電気業を除く）

（イ）地域別の工場立地の概況

2012 年の立地件数の多かった地域は、上位から順に関東内陸（226 件）、東海（189 件）、南東北（111 件）であった。

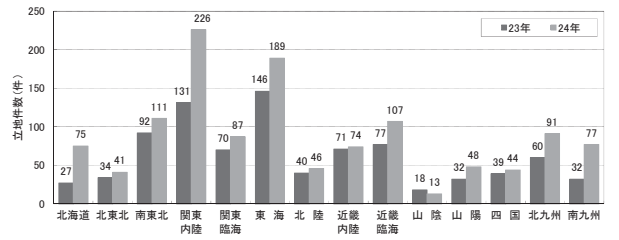


図：地域別工場立地件数の年次比較

（ウ）業種別の工場立地の概況

業種別の工場立地件数を見ると、立地件数の多かった業種は、多い順に電気業（289 件）、食料品製造業（175 件）、金属製品製造業（12864 件）、輸送用機械製造業（79 件）、生産用機械製造業（68 件）の順となった。

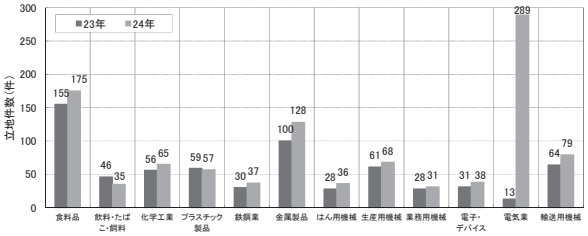


図：業種別の工場立地の年次比較

**１．３．2012 年度における地域経済産業施策の概要**

こうした景況の元で、以下の三本の柱に基づき施策を行った。

**(1) 地域イノベーションの推進、新産業・新事業の創出**

地域における継続的な経済成長を実現するには、地域固有の強みを生かし、継続的にイノベーションを創出することが必要である。地域経済産業グループでは各地域におけるイノベーション創出のための“苗床”の形成に資する産学官ネットワークの形成支援や、地域の産学官による研究開発への支援等、地域イノベーションの推進及び新事業・新産業の創出のための取組を行った。

**(2) 戦略的な産業集積の形成・活性化の促進**

地域の強み・地域資源・地域特有の産業構造を活かし、域外市場を獲得できるような競争力ある基幹産業を確立するため、地域における計画的・戦略的な産業集積形成を促す企業立地促進法を大胆に活用し、基礎自治体や都道府県を越えたより広域的な連携を支援した。

また、地域の基幹産業である農林水産業と商工業が連携し、お互いの強みを活かして新たな事業に取り組む「農商工連携」の促進に取り組んだ。「農商工連携」について今後は、食品加工産業、流通事業者等との連携も含め、海外市場も視野に入れた取組を広げていくことが重要である。

### (3) 東日本大震災に係る対応

東日本大震災の被災地、とりわけ原発事故の影響を強く受けた福島県に対して、関係省庁と連携し復旧・復興に向けた支援施策を展開した。

地域経済産業グループにおいて、具体的には、ふくしま産業復興企業立地支援事業、放射線量測定拠点等整備事業等を行った。

## 2．主な地域経済産業施策

### 2．1．産業集積の促進

### (1) 企業立地促進法

#### (ア) 経緯

企業立地等の産業集積により、地域産業活性化を図るため、「企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」が 2007 年６月に施行された。

同法に基づき、地域は、市町村と都道府県、地元商工団体、大学その他研究機関等による「地域産業活性化協議会」を組織し、作成した基本計画について国の同意を求めることができる。2008 年８月には同法の改正法を施行。農林水産関連産業に対する支援策を追加・充実させた。2012 年度３月末現在までに 202 件の基本計画に同意した。

（参照図：企業立地促進法　基本計画作成状況）

#### (イ) 概要

企業立地促進法では、各自治体が策定する基本計画のもと、広域連携関係者の強い合意による「地域が主体的に行う意欲的な取組」を支援することで国際的にも競争力のある企業立地環境の整備や多様な産業集積を全国的に形成することを目指としている。

具体的には、５年間で５％の付加価値額の向上等を目指している。

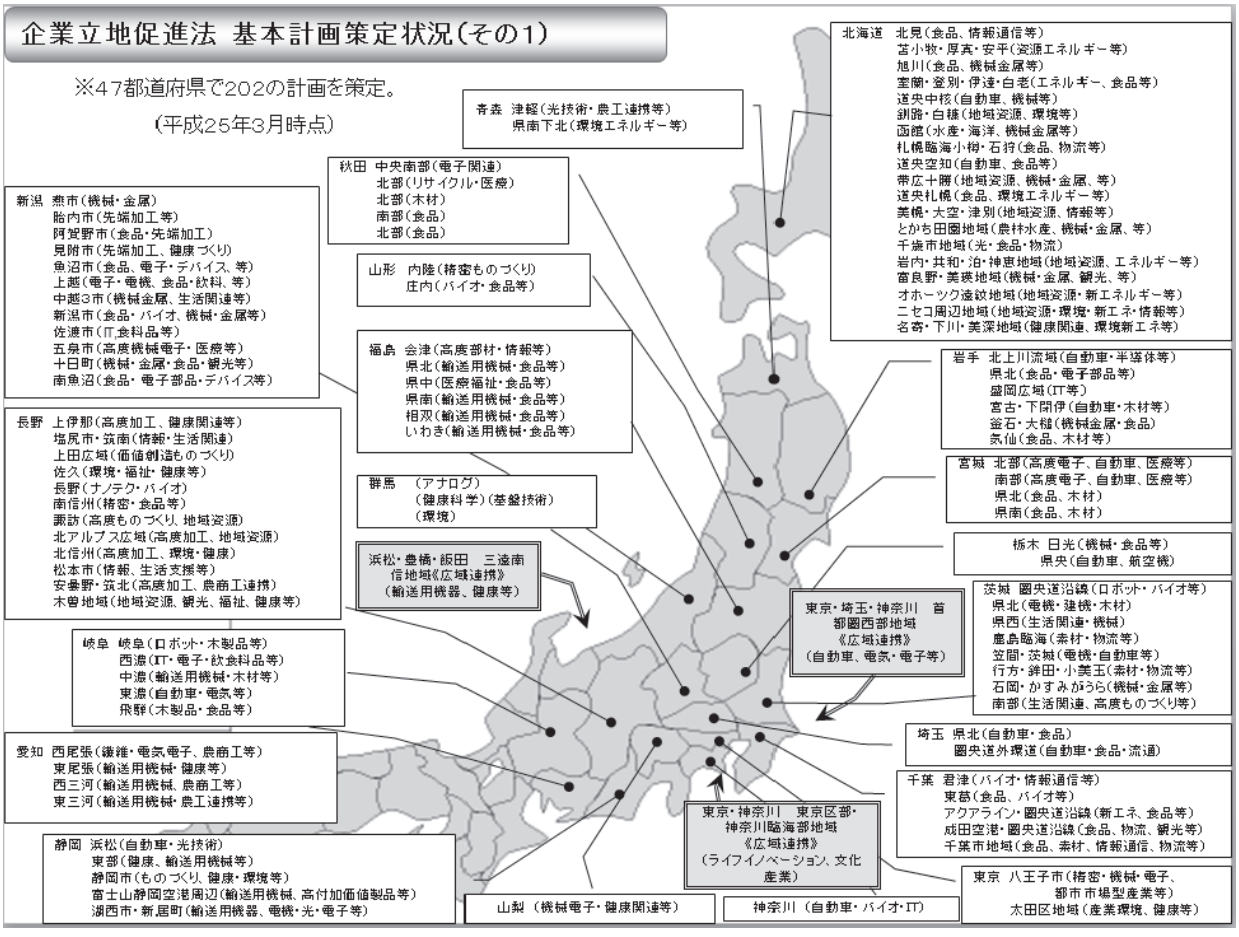

**(ウ)活動状況**

**地域がそれぞれの強みを活かした企業立地環境を整備する取組に対し、以下の諸施策を講じた。**

(A)地域企業立地促進等委託事業

企業立地情報・手続等に関するワンストップサービス窓口の設置を行う。2012 年度事業の相談件数は、1,782 件であった。また、主に企業や自治体等を対象に、企業立地に関する相談への対応や助言を行い、企業の円滑な国内立地促進、国内空洞化防止等の支援を行った。

(B)成長産業・企業立地促進等事業費補助金

人材養成活動の支援、ネットワーク構築の支援を行う。2012 年度は、53 件の取組に対して補助を実施した。

(C)成長産業・地域企業立地促進等施設整備補助金

貸工場、貸事業場及び試作機器の整備事業に対する支援を行う。2012 年度は、７件の取組に対して補助を実施した。

**(2) 低炭素型雇用創出産業の国内立地推進**

**(ア)経緯**

我が国企業の設備投資の低迷が工場立地を減少させ、すそ野を担う中小企業にも影響を与えている。さらには急激な円高の影響が日本企業の海外流出を加速させ、雇用確保及び立地競争力への危機感を高めている。

このような状況下において、2009 年 12 月に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、本対策実施のため、将来の成長が見込まれるリチウムイオン電池や LED 照明などの低炭素型産業の国内立地を支援し、グリーン雇用を創出する観点から民間企業の設備投資を支援する「低炭素型雇用創出産業立地推進事業」を 2009 年度第２次補正予算で実施した。さらに、強い経済を実現し、新たな需要と雇用の創造をはかる成長分野を戦略的に推進するとともに国内立地の推進を図り、国内での雇用の確保や空洞化対策を引き続き実施していくために、2010 年６月に「新成長戦略」、８月に「日本国内投資促進プログラム」が策定され、続く９月に策定された「新成長戦略実現に向けた３段構えの経済対策」の中で低炭素型雇用創出産業の国内立地を推進することが盛り込まれた。これを受けた 2010 年度経済危機対応・地域活性化予備費において「低炭素型雇用創出産業立地推進事業」を約 1,100 億円計上し、事業を実施している。

これに続き、新成長戦略を本格実施し、国内での工場立地の促進、低炭素型産業の成長を図るため、「革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業」を 2011 年度予算で約 71.4 億円計上し、事業を実施することになったものである。

**(イ)概要**

2011 年度事業は、革新的な技術を活用することにより、大きな $CO_2$削減効果が期待できる世界最先端レベルの低炭素製品に関する生産技術を確立するために必要な国内での設備投資（製品又は部材の１号ラインの設置にかかるもの）に対して、費用の１／２以内（中小企業）、又は、１／３以内（中小企業以外）の補助率で支援を行うものである。本事業には全国から 48 件の応募があり、2011 年８月に 22 件の事業を採択した。

**(3) 地域新成長産業創出促進事業**

**(ア)経緯**

2012 年の我が国は、円高や新興国の低賃金、東日本大震災を契機とした電力供給の制約等により、国内産業・雇用の空洞化の恐れに直面していた。こうした国内外の情勢に対応していくためには、地域の強みや特長、潜在力等を最大限に活用し、地域経済社会を牽引することが期待できる成長可能性が高い新産業・新事業を継続的に創出できる環境を整備することにより、地域経済の活性化、競争力の強化を図ることが重要である。

**(イ)概要**

地域の成長戦略による重点化すべき成長産業分野（次世代航空機、次世代自動車、環境、クリエイティブ等）を選定し、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより新たな成長産業群の創出・育成に資する取組を支援した。

**(4) 地域イノベーション創出実証研究補助事業**

地域の資源や技術を活かした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の中小企業をはじめとする産学官のリソースを最適に組み合わせた共同研究体による実証研究を行った。

早期事業化支援枠は、一定の基礎研究や技術開発を終えている実用化技術について行われる実証研究であって、速やかに事業化に結びつくものを支援し、10 件の事業を採

択した。

**図： 地域イノベーション創出実証研究補助事業スキーム**

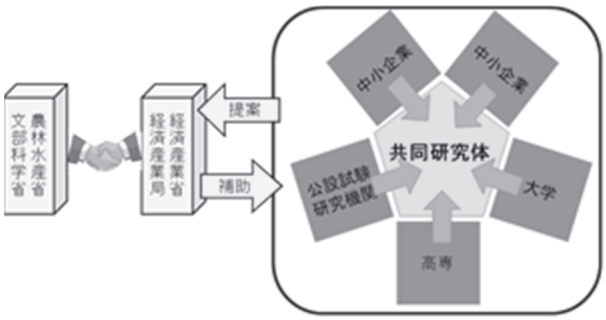


**(5) 地域新産業創出基盤強化事業**

**(ア)経緯**

科学技術研究調査(2012 年 12 月総務省公表)において、大学等の研究が強化される中、公的機関の研究の低迷が明らかとなり、地域における中核的な試験研究機関(公設試)の設備整備を通じて地域企業の研究開発等を支援し、地域イノベーションを促進する必要が生じていた。

**(イ)概要**

地域ブロック毎に運営協議会を設置し、広域的に連携する公設試に、地域が技術的な強みを有する分野を中心とした試験研究・検査設備を整備するための委託事業の契約を行った。

**(6) 新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)の 整備**

**(ア)経緯**

地域における内発的な経済発展を促進し、もって我が国経済の活性化を実現するためには、既存技術の更なる高度化を図るとともに、埋もれている技術シーズや新たな発想による新規事業の創出を促進していくことが重要である。

このため、新たな発想や技術シーズを活用した新事業の創出から、事業運営の安定化までの一連の流れを包括的に支援する機能を有した新事業支援施設(「ビジネス・インキュベータ」)を整備する必要がある。

**(イ)概要**

ビジネス・インキュベータとは、創業間もない企業等に対し、不足するリソース(低賃料スペースやソフト支援サービス等)を提供し、その成長を促進させることを目的とした施設であり、国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等の公的機関や民間企業等によって整備・運営されている。ビジネス・インキュベータには、新事業育成専門家(インキュベーション・マネジャー:ＩＭ)が配置される。ＩＭは、事業経験の乏しい新規事業者に対し、技術開発、経営、マーケティングその他の起業全般に係る諸問題に対し自ら対応するとともに、外部の専門家等につなぐことで高度かつ専門的課題にも対応している。また、そもそも何が問題か分からない新規事業者に対しては、問題点を明らかにし解決に向けた助言を行うなど、起業に係る包括的な相談窓口を担っている。

**(ウ)現状**

2011 年３月末の調査では、公的機関によるビジネス・インキュベータは全国で約 450 施設※1が整備されている。

一方、約３割※2のビジネス・インキュベータでＩＭが配置されていないなど、人的支援体制の面では未だ十分な状況にあるとは言えない。

ビジネス・インキュベーション事業は、低賃料の貸しオフィスや研究室を提供するとともに、入居者に対する法務、財務、マーケティング等の経営ノウハウ等を提供するもので、ハードとソフトの両面からの支援が不可欠である。

しかし、ハードとソフト両者の提供には相当の費用が掛かるため、利益を上げることが難しく、概して採算にのりにくいと言われており、公的支援を実施していくことが重要である。

**(エ)施策について**

経済産業省は、1997 年以降、新たな事業の創出を促進するためにビジネス・インキュベータ整備を推進している。整備事業には、独立行政法人中小企業基盤整備機構によるものと地方自治体等によるものがある。

(A)独立行政法人中小企業基盤整備機構によるビジネス・インキュベータの整備状況

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、大学の知的資源を活用して新事業展開を行う者に対する支援施設の整備や、地域の産業資源を活用した新事業創出を支援する施設の整備を行うとともに、これら施設において新事業展開のための総合的なサポートを行うことにより、地域における新事業創出の促進を図っている。

(B)地方自治体等によるビジネス・インキュベータの整備

※１、※２：経済産業省調べ

状況

企業立地促進法の規定に基づき、国の同意を受けた基本計画の対象区域内において、当該計画に沿って事業者が行うビジネス・インキュベータ整備事業に要する経費の一部を補助している。

＜2011 年度整備箇所＞

・知識集約型中小企業立地促進センター（千葉県千葉市）

### (7) 工業用地・工業用水道の整備促進

#### (ア) 経緯

(A) 地下水取水規制と工業用水

1950年代前半に大都市臨海部の工業地帯において、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下及び地下水の塩水化等が顕著となった。この解決には、水使用合理化はもちろんのこと、地下水の取水を規制し、地下水から強制的に転換するための代替水の供給が必要となってくる。このことから1956年に工業における地下水の取水規制を目的とした「工業用水法」を制定し、代替水源である工業用水道の整備のための地盤沈下防止対策事業として、工業用水道事業費補助制度が創設された。以来、「工業用水法」指定地域における地下水位の回復、地盤沈下の沈静化等、かつて深刻な問題地域であった既成工業地帯の地下水障害の問題解決において、工業用水道の整備はその中心的役割を果たしている。

(B) 産業基盤整備の一環としての工業用水道

我が国の均衡ある国土開発に向け、道路及び港湾等と並んで工業用水道が重要な産業インフラであるとの観点から、豊富低廉な工業用水を供給するため、1958年に「工業用水道事業法」を制定した。以来、工業用水道の整備は、均衡ある国土開発及び工業の再配置などの一翼を担うとともに、先行的整備により地下水への安易な依存を防止し、地盤沈下の未然防止の役割を果たしてきた。

#### (イ) 概要

「工業用水道事業法」における工業とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水（水力発電用、飲用を除く）のことを工業用水という。工業用水道は、導管により工業用水を供給する施設をいい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を工業用水道事業という。

#### (ウ) 現状

(A) 工業用水の需要

2010年現在、工業用水の需要は、使用水量が135.4百万㎥/日、補給水量（新たに工業用水道、地下水、河川水等から補給する水量）が27.8百万㎥/日となっている。また、取水量ベース（2010年現在）で日本の水需要の約15%を占めている。

表：日本の水使用比率（2009年）

| 農業用水 | 生活用水 | 工業用水 |
|---|---|---|
| 66% | 19% | 15% |

出所：平成24年版　日本の水資源　国土交通省

(B) 工業用水の回収率

回収率（工業用水使用水量に対する回収水量の割合）は、1965年には36.3%であったが、その後の水使用合理化等の進展により2010年には79.4%まで上昇している。

(C) 工業用水の水源

工業用水の淡水補給水量の水源別構成比は2010年現在、工業用水道が42.6%と最大の水源となっており、その他淡水が26.5%、地下水が23.9%、上水道が6.9%となっている。

(D) 主な工業用水使用業種

使用水量の多い業種は、化学工業、鉄鋼業、パルプ・紙・紙加工品製造業となっており、補給水量では、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、鉄鋼業の順になっている。なお、回収率の高い業種は、2010年現在、輸送用機械器具製造業（90.8%）、鉄鋼業（90.2%）、石油・石炭製品製造業（90.2%）で、全体で90%程度の水を循環して使用している。

(E) 工業用水道事業の整備状況

2012年３月末現在、工業用水道事業の事業体数は152であり、うち、地方公共団体（企業団を含む）が事業主体になっているものが150とその大半を占めている。また、工業用水道事業数は243であり、2012年３月末現在、うち、約55%に当たる133事業が国庫補助金（産炭地域補助を除く）を受けて建設された事業である。

工業用水道事業の給水能力は、全国で21.5百万㎥/日であり、都道府県別では、山口県（全国の給水能力に占める割合8.3%）、愛知県（同7.9%）、静岡県（同6.9%）、福島県（同6.0%）及び茨城県（同5.6%）が上位を占めている。

#### (エ) 工業用水道事業費の補助制度

(A) 工業用水道事業費補助

地盤沈下防止による国土保全を図るとともに、地域経済

の活性化を図るための産業基盤整備のため、工業用水の確保が必要な地域における工業用水道の建設であって、一定水準以下の料金では工業用水を供給し得ない事業や安定給水確保のための老朽化施設の改築、さらに、ＩＣ産業等足早な企業立地に対応した小規模工業用水道の建設に対し補助を行っている。2011年度は、継続７事業に対し補助を行った。なお、工業用水道事業費補助のうち都道府県向けについては、2011年度においては地域自主戦略交付金（内閣府計上）で対応した。

(B)水資源機構事業費補助

水源を独立行政法人水資源機構が建設を行っているダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、ダム等の建設・改築費用のうち、工業用水道事業者の水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している。2011年度は、継続３事業に対し補助を行った。

(C)工業用水道施設災害復旧事業費補助（東日本大震災災害復旧事業）

東日本大震災により被害を受けた工業用水道施設の速やかな復旧を図ることを目的として、第１次補正予算において約61億円を計上し、25事業に対し補助を行った。

**(オ)**なお、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」において特定被災地方公共団体とされた事業に対しては、補助率を 80%～90%にまでかさ上げした。

### ２．２．地域資源を活用した地域活性化

#### (1) 農商工連携の促進・植物工場の普及拡大等

多くの地域にとって基幹産業である農林水産業の成長を図っていくために、経済産業省としては、商工業者が有する先進的な技術、経営ノウハウ（販路開拓、マーケティング等）を農林水産業において活用する農商工連携を促進している。

予算支援事業としては、東日本大震災による津波等で大きな被害を受けた農林水産業の速やかな復旧・復興を図るとともに、先進的な農林水産業のモデルを日本全国に提案する観点から、2011 年度３次補正予算で「先端農商工連携実用化研究事業」を実施したが、引き続き 2012 年度予算事業で「先端農業産業化システム実証事業」を実施した。同事業では、例えば植物工場を利用した農業ビジネスモデルの実証のような、農林水産業と商工業の連携による先端的な農業システムの実証を支援した。

ＰＲ事業としては、東日本大震災の被災地域をはじめとした日本食の魅力、最先端の農業技術・ビジネスモデルを国内外に発信するために、農林水産省が開催する「食と農林漁業の祭典」の締め括りイベントとして、2012 年 12 月１・２日に経済産業省・農林水産省が主催の「農業フロンティア 2012」を東京ビッグサイトで開催した。イベントには合計４万３千人の多数の来場者があり、多くの生産者が消費者と交流することができた。

また、農林水産省とは「施設園芸・植物工場展 2012（ＧＰＥＣ）」や「植物工場推進フォーラム」等において共に講演する等、植物工場の普及・拡大に両省が連携して取り組んだ。

#### (2) 沖縄振興対策

**(ア)概要**

沖縄では、1972 年の本土復帰以降、「沖縄振興開発特別措置法」の制定と３次にわたる沖縄振興開発計画等によって、主に道路等の公共分野の振興開発が先行して実施されてきた。その結果、インフラ整備等については一定の成果が見られた。しかしながら、沖縄が持続的な発展を遂げていくには、活力ある民間主導の自立型経済の構築が重要である。

沖縄本土復帰 30 周年に当たる 2002 年度には、沖縄の特性を活かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等新たな分野を加えた、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいうべき「沖縄振興特別措置法」が制定された。

**(イ)「沖縄振興特別措置法」**

2002 年４月１日に施行された「沖縄振興特別措置法」の「民間主導の自立型経済の発展」という沖縄振興の基本方向を大きく前に進めるため、2012 年４月より「改正沖縄振興特別措置法」を施行した。具体的には、沖縄振興計画の策定主体を県へ変更し、新たな交付金制度の創設など、県の主体性をより尊重した内容とするとともに、財政・税制面を中心とした国の支援措置の拡充改正を行い、経済産業省と関係省庁が連携し、次のような施策を講じた。

(A)観光地形成促進地域を創設（県知事が地域指定）

(B)特定免税店制度を拡充（免税対象に海路客を追加）
(C)情報通信産業振興地域及び特別地区を拡充（対象業種の追加、「専ら」要件の緩和）
(D)産業高度化・事業革新促進地域を創設（県知事が地域指定）
(E)国際物流拠点産業集積地域を創設（地域全体に所得控除適用、「専ら」要件の緩和）

**(ウ)2012 年度の具体的な取組**

沖縄北部連携促進特別振興事業費を活用した事業

沖縄県の均衡ある発展を図る観点から北部地域(名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊是名村、伊平屋村）の振興に資する事業を実施した。

(A)金融・ＩＴ産業等基盤整備事業

雇用機会を創出し、情報通信・金融関連企業のより一層の企業誘致の促進を図るため、基盤施設として、「みらい４号館」の整備に対する支援を実施した。

(B)大宜味村企業支援施設整備事業村外へ流出した若年層が就労機会を求めてＵターンを目指す基盤として、村内若年層に対して安定した雇用の場を提供するとともに、新たな雇用が確保されることにより定住促進を図るため、企業支援施設整備に対する支援を実施した。

## ２．３．東日本大震災からの産業復興

### (1) 福島県における産業復興支援施策

**(ア)概要**

福島県は、2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災に伴う地震、津波による被害のみならず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害により、深刻かつ多大な被害を受けた。

**(イ)「福島復興再生特別措置法」**

経済産業省は、復興庁と共に「福島復興再生特別措置法」の制定に取り組み、2012 年３月 31 日に施行され、当省関係では、次の施策が規定されている。

(A) 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別措置
- ・商標法の特例
- ・地熱発電に係る許認可等の特例

(B) 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進
- ・(独) 中小企業基盤整備機構による工業用地の無償譲渡

(C) 税制上の特例

(a)課税の特例（避難対象区域内に所在していた事業者）
- ・事業用設備等の特別償却等
- ・被災被用者を雇用している場合の税額控除

(b)復興特区法の拡充
- ・対象地域の要件緩和（福島県全域を対象とする）
- ・事業用設備等の特別償却等の期間延長等

**(ウ)2012 年度の具体的な取り組み**

東日本大震災からの復興等のため、政府は予算を措置。そのうち、福島の産業復興に関する地域経済産業グループの事業は以下のとおり。

(A)ふくしま産業復興企業立地支援事業

福島の早急な地域経済の復興再生に寄与することを目的に、①福島県内での新増設等を行う企業に対し全国最高の補助率による支援、②工業団地分譲を促進する利子補給を実施。

(B)放射線量測定拠点等整備事業

工業製品等の風評被害対策として、放射線量測定等を行う拠点整備に必要な経費に対する補助を実施した。

### (2) 東日本大震災被災地における産業復興支援施策

**(ア)概要**

東日本大震災の被災地域の復興を促進するため、2011 年度に措置された数次の補正予算を活用し産業インフラの復旧、福島県への企業立地促進及び風評被害対策への支援を実施し、また、被災した自治体の要望に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業用地の無償貸与等を実施した。

**(イ)支援施策と活動状況**

(A)予算措置

(a) 工業用水道施設災害復旧事業費補助

東日本大震災により被害を受けた工業用水道施設の速やかな復旧を図ることを目的として、第１次補正予算において約 61 億円を計上し、25 事業に対し補助を行った。

(b) 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業

風評被害の払拭のため被災地産品における販路開拓支援に対する補助を実施した。2012 年度は、2011 年度補正

予算により採択した 20 件の取組について予算の繰越しにより補助を実施した。

（c）先端農業産業化システム実証事業

農林漁業と商工業の連携による先端的農業システムの実証（例えば植物工場を利用した農業ビジネスモデルの実証）に取り組む民間事業者に対し補助を行った。

（d）福島県内工業団地整備支援等調査

震災により多くの産業用地が使用不可能となった福島県においては、各自治体が新たな工業団地の整備を検討していた。そこで、自治体の検討内容を補完することを目的として、工業団地の基本設計等予備調査、開発可能性調査を行った。

（e）東日本大震災被災地におけるソーシャルビジネスの振興

被災地の再生・復興及び、新たな地域産業の構築や雇用の創出に向けて、ソーシャルビジネスの①地域新事業移転促進・支援事業、②新事業創出事業及び③周知、広報に対する補助を実施した。

(B)その他制度

被災した自治体に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業用地の提供

被災した自治体からの要請に応じて、石巻トゥモロービジネスタウン、相馬中核工業団地、いわき四倉中核工業団地（一部区画）の未分譲用地を仮設住宅用地、仮設事業所用地等として無償貸与を行っている。

また、福島復興再生特別措置法において、福島県が重点推進計画を作成し、新たな産業の創出等を推進するために独立行政法人中小企業基盤整備機構の工業用地を活用するときは、当該用地を福島県及び県内市町村に無償譲渡することができるよう特例を設けた。